

## 第1回久慈市議会臨時会会議録(第2日)

### 議事日程第2号

平成18年3月17日(金曜日)午後1時30分開議

- 第1 議案第1号(質疑、討論、採決)
- 第2 議案第2号(質疑、討論、採決)
- 第3 議案第3号(質疑、討論、採決)
- 第4 議案第4号(質疑、討論、採決)
- 第5 議案第5号(質疑、討論、採決)
- 第6 議案第6号(質疑、討論、採決)
- 第7 議案第7号(質疑、討論、採決)
- 第8 議案第8号(質疑、討論、採決)
- 第9 議案第9号(質疑、討論、採決)
- 第10 閉会中における委員会の所管事項調査の件

### 会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 久慈市役所の位置を定める条例ほか182件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 平成17年度久慈市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第3 議案第3号 町又は字の区域の設定及び字の区域の廃止並びに字の名称の変更の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 公平委員会の事務の委託に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第5 議案第5号 相互救済事業の普通地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人への委託に関する専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の策定の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第8 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 岩手県市町村総合事務組合

を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第10 閉会中における委員会の所管事項調査の件

### 出席議員(39名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 木ノ下 祐 治君  | 2 番 下川原 光 昭君  |
| 3 番 澤 里 富 雄君  | 4 番 大矢内 利 男君  |
| 5 番 堀 崎 松 男君  | 6 番 小 倉 建 一君  |
| 7 番 中 沢 卓 男君  | 8 番 砂 川 利 男君  |
| 9 番 二 橋 修君    | 10 番 戸 崎 武 文君 |
| 11 番 中 平 浩 志君 | 12 番 播 磨 忠 一君 |
| 13 番 皆 川 惣 司君 | 14 番 小 柳 正 人君 |
| 15 番 大久保 隆 實君 | 16 番 桑 田 鉄 男君 |
| 17 番 山 口 健 一君 | 18 番 落 安 忠 次君 |
| 19 番 石 渡 高 雄君 | 20 番 田 表 永 七君 |
| 21 番 中 塚 佳 男君 | 22 番 下斗米 一 男君 |
| 23 番 八重櫻 友 夫君 | 24 番 大 沢 俊 光君 |
| 25 番 山 舘 榮君   | 26 番 高屋敷 英 則君 |
| 27 番 下 舘 祥 二君 | 28 番 蒲 野 寛君   |
| 29 番 清 水 崇 文君 | 30 番 小野寺 勝 也君 |
| 31 番 城 内 仲 悦君 | 32 番 八木巻 二 郎君 |
| 33 番 宮 澤 憲 司君 | 34 番 濱 欠 明 宏君 |
| 35 番 東 繁 富君   | 36 番 菊 地 文 一君 |
| 37 番 大 上 精 一君 | 38 番 嵯 峨 力 雄君 |
| 39 番 谷 地 忠 一君 |               |

欠席議員(なし)

### 事務局職員出席者

- |                      |   |       |
|----------------------|---|-------|
| 事務局 局長 嵯峨 哲          | <small>総務企画部付<br/>部 長<br/>議会事務局<br/>事務司 務</small> | 亀田 公明 |
| 事務局 次長 岩井 勉          | <small>事務局次長</small>                              | 一田 昭彦 |
| 庶務グループ<br>総括主査 大森 正則 | <small>議事グループ<br/>総括主査</small>                    | 和野 一彦 |
| 主 事 大内田博樹            |   |       |

### 説明のための出席者

- 市長職務執行者 清水 恭一君 総務企画部長 末崎 順一君

総務企画部部長	下館 満吉君	市民生活部長	岩泉 敏明君
健康福祉部長 (兼)福祉事務所長	佐々木信蔵君	農林水産部長	中森 健二君
産業振興部長	卯道 勝志君	建設部長 (兼)水道事務所長	嵯峨喜代志君
山形総合支所長	角 一志君	山形総合支所次長	野田口 茂君
教育長	鹿糠 芳夫君	教育次長	大湊 清信君
選挙管理委員会 委員長	鹿糠 孝三君	農業委員会 会長	荒澤 光一君
総務企画部 総務課長 (併)選挙事務局長	砂子 勇君	教育委員会 総務学事課長	宇部 辰喜君
農業委員会 事務局 局長	中新井田勉君	総務企画部 監査委員 事務局 勤務	賀美 吉之君

午後1時30分 開議

議長(菊地文一君) これより本日の会議を開きます。出席議員は38名であります。

諸般の報告

議長(菊地文一君) この際、諸般の報告を申し上げます。

初めに、議会運営委員長及び久慈市議会広報編集特別委員長から、委員長及び副委員長が選任された旨報告がありました。

議会運営委員長に濱欠明宏君、同副委員長に小柳正人君、久慈市議会広報編集特別委員長に小野寺勝也君、同副委員長に下川原光昭君、以上のとおりであります。

次に、当職から提出議案1件をお手元に配付いたしております。

次に、昨日3月16日付をもって議会事務局職員の人異動を行いましたので、当該職員を紹介いたします。

事務局長、嵯峨哲、次長、岩井勉、次長、一田昭彦、主幹兼総括主査、大森正則、主幹兼総括主査、和野一彦、主任、久慈志織、主事、大内田博樹。以上であります。

日程第1 議案第1号

議長(菊地文一君) 日程第1、議案第1号「久慈市役所の位置を定める条例ほか182件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長(末崎順一君) それでは、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

専決処分いたしました条例は、お手元に配付いたしております議案第1号参考資料のとおり、合計183件であります。旧久慈市と山形村には、合計321件の条

例がございましたが、このうち重複しているもの等、例えばそれぞれの役所、役場の位置を定める条例や情報公開条例など、同様の内容の条例を定めたものが86件ございました。残りが235件になりますが、このうち漸次制定とされた条例が4件あり、これは主に議会関係の条例であります。

また、統合した条例が19件ございます。例えば山形村電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例を久慈市個人情報保護条例に統合したもの、山形村で別々に定められておりました特別職の職員の給与と旅費支給条例を統合したものなどであります。

また、廃止した条例が29件ございます。これは、固定資産税の納期の特例など時限的に定めた条例であるものや、合併協議会での協議結果に基づき事業を終了、中止、廃止したものであります。これら漸次・統合・廃止の条例は合わせて52件でありまして、重複している条例を除いた235件から52件を差し引いた183件を、今回専決処分したものであります。

なお、この183件のうち、条例第58号のふるさと活性化創造基金条例につきましては、旧山形村の「潤いのあるふるさと創生基金」を引き継ぎ、地域コミュニティの振興を図るための基金として設置したものであります。

また、条例第172号の市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例は、地方自治法の規定により、市長職務執行者の給与及び旅費に関し、市長の例により必要な事項を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

議長(菊地文一君) 質疑を許します。31番城内仲悦君。

31番(城内仲悦君) 質問の第1点は、この分厚い議案書をいただきましたけれども、実はこれにページ数がないんですよ。精査するとき、例えばどうやってこれ審査を、質問がないと思っているんでしょうか。あなた方は、議案としてどうなんでしょう。2号を見たら2号も同じように、こういうふうにとじてありますけれども、すべてページ入っているんですよ。

専決処分案だから、ページ数要らないんですか。その辺、議案としての体をなしていないんじゃないですか。事務方としてこれどういうふうに思っていますか。これ非常に見苦しくてね。見なくてもいいというような出し方じゃないですか、これ。その点まずお聞かせ

をとというのが第1点です。

それから、21番の個人情報保護条例に関連すると思ってお聞かせ願いたいんですが、今テレビのニュース等で、いわゆるパソコンのウィニーの問題。ウィニーといったと思うんですが、あの問題で多くの公共的機関あるいは民間も含めてそうですけれども、物すごい勢いで個人情報が漏れていますね。久慈市役所内でも、このウィニーというソフトを使って、いわゆる公的機関のものが個人のパソコンに入ると。そうすると、パソコンのウイルスに感染をして、全部データが出ちゃうという状況が出ているわけですけれども、当久慈市の場合、そういった心配がないのか。あるいはウィニーを使っている個人がいるのか。調査をしたのかお聞かせください。

以上です。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、今回提出しましたこの条例の部分について、ページ数がつけられていないということについてのご質問であります。これは、この条例案につきましては、従前からページ数を付していないということで、その形で提案をさせていただきました。そして、この条例番号がついているので、従前の形でわかってもらえるのではないかとこの考え方でございます。

そして、予算につきましてはページ数を振ってあるということですが、これも従前の例によりまして、各特別会計ごとにページ数を振って提案をさせていただきました。それぞれの議案に番号が付してありますので、これでご理解をいただきたいと思えます。

ウィニーにつきましては、確認をしてお答えいたします。

議長（菊地文一君） 31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） 従前の例だからページ数をつけなかったと言いますが、それは例えば普通の議案、1件1件来たときのだったら理解できるかもしれませんが、今回は183件というのをずばっとしてきて、見なさいと言ったって、そんな不親切なやり方はないと。そうであれば通し番号つけるなりしてもらわないと、審査をしにくいわけです。これはぜひ、余り今後はこのようなことはないかと思えますけれども、いずれ条例についてもページ数つけるなりしていただかないと、今後そういった対策をとっていた

だきたいと思いますが、お聞かせください。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 私どもといたしましては、条例ごとの番号と各条の数でご理解いただけるかと思ったのですが、今のご意見を拝聴いたしますと、そういった配慮も必要であったのかなと思います。ただ、今回につきましてはこの条例の数字、そして条の数、これでご理解をいただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 2点お聞かせください。

条例番号76の市税条例にかかわって2点お尋ねいたします。

固定資産税の税率については、久慈市の税率の100分の1.5と、3年間はそれぞれの税率とすると。山形町の場合で見ると、標準税率の100分の1.4を3年後には100分の1.5にするという内容だと思うんですが、3年後に100分の1.4が100分の1.5になった場合の負担増ですね。どれぐらいになるのかお聞かせください。それが第1点。

第2点は、国民健康保険税の税率については、それぞれの税率でいくんだということですね。これはずっとこういう2制度でいくということなのかどうか。その点お聞かせください。

以上です。

議長（菊地文一君） 岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） 1.4が1.5になったという数字でございますが、ただいま数字持ち合わせていないので、後でご答弁をしたいと思います。

それから、国保税の税率につきましては、19年度までは現行の旧市村の税率でいって、そしてその後におきまして、調整をとりながら実施して、23年度に至りましたならば、統一したものでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 今の税負担の問題ですが、合併協議のそもそもの当初の時点でいえば、給付は厚い方に、負担は軽い方というのが基本的な考え方ではなかったのかなというふうに承知をしているわけですが、そういう点からすると、この負担も重い方にな

るということになるかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

議長（菊地文一君） 岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） 確かに1.4から1.5になるということになりますと、負担増になるということですが、ただ、やはりこういったことにつきましても、将来の財政状況等を勘案しながら、やっぱり決めていく必要があるかなと、そういうふう考えております。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 保留答弁はすぐできるんですか。先ほどの保留答弁。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 先ほどご質問がありましたウィニーについてでありますけれども、ウィニーのソフトは現在使用しておりません。個人のデータは公用に使わないように通知をしているところでございますし、公用のパソコンは持ち出し禁止となっております。

さらに住基情報につきましては、クローズといいますが、外と遮断した形での回線でネットを組んでおりまして、インターネットからの感染は考えられないところでございます。

以上です。

議長（菊地文一君） 31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） 今、使用していないということでした。それで安心しました。持ち出し禁止だということが、だから安全だということですか。

ただ、これが、今出ているのもあちこちで持ち出し禁止なんですよ。持ち出し禁止だけれども、しかし、やっていたというのが出ているわけですからね。そういった点では、ウィニーを使っていないということについては、そういう状況だということはわかりましたけれども、その点でいずれ、持ち出しを禁止していたけれども、出たというのがあるわけですから、その点もきちんと今後対策をやっていただきたいし、全国で今起こっているようなことが、よもや久慈市から起きてはならないと思うので、そういった点での今後の対応策をもうちょっときっちりやっていただきたいなと思いますが、お聞かせください。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） ご指摘の点につきましては、ファイアウォール等ありますが、そして個人、

職員がそのようなことをしないように研修、そして周知徹底を図ってまいりたいと思います。

議長（菊地文一君） 岩泉市民生活部長、答弁は、採決に入りますので、採決前に保留答弁をできれば答弁してください。ただいま調査中でございますので、暫時休憩いたします。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

議長（菊地文一君） 再開します。

答弁を求めます。岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） 1.4から1.5になった部分でございますが、旧山形村部分で700万程度になるというふうになってございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第1号「久慈市役所の位置を定める条例ほか182件の条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地文一君） 起立多数であります。よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第2 議案第2号

議長（菊地文一君） 日程第2、議案第2号「平成17年度久慈市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。本案の審議方法について、一般会計暫定予算は、第1条歳入歳出予算の歳入歳出をそれぞれ一括説明を受けることとし、第2条繰越明許費から、第6条歳出予算の流用までは、歳出において審議することといたしたいと思っております。また、その他の暫定予算12件は各会計ごとに一括説明を受け、審議することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よっ

て、そのように決定いたしました。

直ちに議案の審議に入ります。

まず、平成17年度久慈市一般会計暫定予算、第1条歳入歳出予算、歳入、一括説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 議案第2号「平成17年度久慈市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

一般会計ほか各特別会計等の暫定予算につきましては、旧久慈市及び旧山形村が、それぞれ平成17年度予算として計上し執行してまいりましたが、そのうち合併前までに執行したものを除いて未収であったもの、未払いであったもの、残事業などの未執行分を計上したほか、一般会計におきましては、市長選挙費や旧山形村における生活保護費など、合併に伴い新たに必要とされる経費を計上したものであります。

それでは、平成17年度久慈市一般会計暫定予算歳入につきまして、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

16ページになります。

1款市税、1項市民税は1目個人に8,911万2,000円を計上。2目法人に1,668万円を計上。市民税は合わせて1億579万2,000円を計上。

2項固定資産税は1億1,992万9,000円を計上。

3項軽自動車税は254万9,000円を計上。

4項市たばこ税は1,608万2,000円を計上。

5項鉱産税は12万1,000円を計上。

6項特別土地保有税は1万円を計上。

7項入湯税は30万円を計上。

18ページになります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税は6,060万8,000円を計上。

3項地方道路譲与税は2,857万7,000円を計上。

3款利子割交付金、1項利子割交付金は282万6,000円を計上。

4款配当割交付金、1項配当割交付金は81万円を計上。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金は1万円を計上。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金は7,765万7,000円を計上。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金

は2,427万9,000円を計上。

8款は、地方特例交付金でありますので、計上はありません。

9款地方交付税、1項地方交付税は特別交付税5億7,500万円を計上。

20ページになります。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金は264万8,000円を計上。

11款分担金及び負担金、1項分担金は、岩手県営中山間地域総合整備事業分担金75万5,000円を計上。

2項負担金は、身体障害者施設費1,000円ほか7件。合わせて2,248万2,000円を計上。

12款使用料及び手数料、1項使用料は、20ページから22ページになります。1,863万3,000円を計上。

22ページになります。

2項手数料は138万6,000円を計上。

13款国庫支出金、1項国庫負担金は、1目民生費負担金に国民健康保険基盤安定制度758万1,000円ほか13件、合わせて4億9,019万円を計上。

24ページになります。

2目衛生費負担金に老人保健事業688万7,000円を計上。

3目災害復旧費負担金に公共土木施設災害復旧事業費負担金1,132万円を計上。

国庫負担金は合わせて5億1,720万7,000円を計上。

2項国庫補助金は、1目民生費補助金に婦人保護運営対策事業66万4,000円ほか12件、合わせて9,721万2,000円を計上。2目衛生費補助金に浄化槽設置整備事業485万9,000円ほか1件、合わせて941万4,000円を計上。3目農林水産業費補助金に漁港整備事業1億2,500万円を計上。4目土木費補助金に道路新設改良事業1億745万円ほか3件、合わせて2億4,949万7,000円を計上。5目教育費補助金に就学援助3万5,000円ほか11件、合わせて3,090万5,000円を計上。

26ページになります。

6目総務費補助金に地域イントラネット基盤施設整備事業1億3,549万円ほか1件、合わせて1億4,214万円を計上。

国庫補助金は合わせて6億5,416万8,000円を計上。

3項委託金でありますので、1目総務費委託金に人権啓発活動地方委託事務78万6,000円を計上。2目民生費委託金に国民年金事務267万5,000円ほか1件、合わ

せて278万2,000円を計上。委託金は合わせて356万8,000円を計上いたしました。

14款県支出金、1項県負担金は、1目民生費負担金に国民健康保険基盤安定制度5,195万8,000円ほか9件、合わせて1億2,502万6,000円を計上。2目衛生費負担金に老人保健事業628万2,000円を計上。3目消防費負担金に岩手県総合防災訓練150万円を計上。県負担金は合わせて1億3,280万8,000円を計上。

2項県補助金は、1目総務費補助金に交通指導員設置費100万8,000円ほか1件、合わせて337万4,000円を計上。2目民生費補助金に障害者ホームヘルパー事業137万7,000円ほか35件、合わせて1億1,678万6,000円を計上。

28ページになります。

3目衛生費補助金に精神障害者小規模作業所運営事業354万9,000円ほか2件、合わせて1,263万6,000円を計上。4目労働費補助金に出稼相談所事業314万2,000円を計上。5目農林水産業費補助金に農業委員会委員手当分227万6,000円ほか26件、合わせて3億8,203万9,000円を計上。

30ページになります。

6目土木費補助金に土砂災害危険周知事業49万8,000円ほか1件、合わせて896万6,000円を計上。7目商工費補助金に石油貯蔵施設立地対策等交付金6,593万3,000円ほか1件、合わせて6,715万3,000円を計上。県補助金は合わせて5億9,409万6,000円を計上。

3項委託金は、1目総務費委託金に毎月人口推計調査7万5,000円ほか4件、合わせて128万5,000円を計上。2目民生費委託金に認可外保育施設状況調査事務事業4,000円を計上。3目農林水産業費委託金に家畜伝染病予防事務費8,000円を計上。4目商工費委託金に自然公園施設管理費147万6,000円ほか1件、合わせて194万7,000円を計上。5目土木費委託金に河川障害物除去業務7万7,000円ほか5件、合わせて149万6,000円を計上。6目消防費委託金に水門管理214万円を計上。7目教育費委託金にスクーリングサポートネットワーク事業委託費100万円ほか4件、合わせて389万2,000円を計上。委託金は合わせて1,077万2,000円を計上いたしました。

32ページになります。

15款財産収入、1項財産運用収入は、1目財産貸付収入に土地貸付料86万3,000円ほか4件、合わせて129

万4,000円を計上。2目利子及び配当金にふるさとの水と土保全基金利子9,000円ほか2件、合わせて1万1,000円を計上。財産運用収入は合わせて130万5,000円を計上。

2項財産売却収入に立木売却収入142万5,000円を計上。

17款繰入金、1項基金繰入金は、畜産総合対策基金繰入金71万8,000円を計上。

2項特別会計繰入金は土地取得事業特別会計繰入金5万3,000円を計上。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金ほか1件、合わせて30万1,000円を計上。

3項貸付金元利収入は、消費者救済資金貸付金1,500万円ほか7件、合わせて2億5,332万円を計上。

34ページになります。

4項雑入は、市税滞納処分収入1,000円ほか31件、合わせて3億1,705万4,000円を計上。

20款市債、1項市債は夢ネット事業債6億5,220万円ほか17件。

36ページになります。

市債は合わせて21億6,670万円を計上いたしました。以上です。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、一括説明を求めます。末崎総務企画部長、総務企画部長（末崎順一君） 38ページになります。

1款議会費、1項議会費であります。議員報酬1,055万8,000円ほか5件、合わせて1,205万5,000円を計上いたしました。

2款総務費、1項総務管理費であります。1目一般管理費は、個人情報保護審査会委員報酬3万1,000円ほか30件、合わせて2億3,610万2,000円を計上。

40ページになります。2目文書広報費は、情報公開審査会委員報酬3万1,000円ほか3件、合わせて1,062万7,000円を計上。3目財産管理費は、事務経費40万2,000円を計上。4目会計管理費は、事務経費122万7,000円ほか2件、合わせて546万6,000円を計上。5目財産管理費は、庁舎維持管理費2,002万6,000円ほか4件、合わせて5,314万4,000円を計上。

〔発言する者あり〕

総務企画部長（末崎順一君） 大変失礼をいたしま

した。5目財産管理費は、5,341万4,000円を計上いたしました。

6目企画費は、土地利用対策経費1万1,000円ほか10件、合わせて5億615万3,000円を計上。7目支所費は各支所の維持管理費14万9,000円を計上。

42ページになります。

8目交通安全対策費は、交通指導員活動経費176万2,000円ほか2件、合わせて243万4,000円を計上。9目諸費は、テレビ等難視聴地域解消事業費37万3,000円ほか6件、合わせて374万2,000円を計上。総務管理費は合わせて8億1,848万9,000円を計上いたしました。

2項徴税費であります。1目税務総務費は、固定資産評価員報酬1万2,000円ほか3件、合わせて1,642万9,000円を計上。2目賦課徴収費は、専門集金員報酬36万1,000円ほか4件、合わせて1,328万5,000円を計上。

44ページになります。

徴税費は合わせて2,971万4,000円を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費であります。1目戸籍住民基本台帳費に職員給与費538万7,000円ほか4件、合わせて4,006万4,000円を計上。

4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は、選挙管理委員会委員報酬16万5,000円ほか2件、合わせて148万3,000円を計上。2目選挙啓発費は4万円を計上。3目市長選挙費は4,665万9,000円を計上。選挙費は合わせて4,818万2,000円を計上いたしました。

46ページになります。

5項統計調査費であります。1目統計調査総務費は、職員給与費41万6,000円ほか1件、合わせて42万4,000円を計上。2目指定統計費は14万1,000円を計上。統計調査費は合わせて56万5,000円を計上いたしました。

6項監査委員費であります。1目監査委員費に事務局経費3万円を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費であります。1目社会福祉総務費は、職員給与費1,190万7,000円ほか31件、合わせて1億6,429万7,000円を計上。

48ページになります。

2目老人福祉費は、介護保険事務経費12万円ほか26件、合わせて1億973万5,000円を計上。3目国民年金費は、職員給与費126万6,000円ほか1件、合わせて

129万円を計上。社会福祉費は合わせて2億7,532万2,000円を計上いたしました。

50ページになります。

2項児童福祉費であります。1目児童福祉総務費は、保育所適正配置審議会委員報酬5万2,000円、その1目の一番下の説明欄になりますが、国庫補助の内示に伴いまして、川貫保育園改築事業費補助金6,652万2,000円を計上。ほか16件、合わせて1億291万6,000円を計上いたしました。2目児童福祉運営費は、民間保育所児童保育委託料7,140万7,000円ほか9件、合わせて1億1,472万3,000円を計上。3目児童福祉施設費は、職員給与費1,950万9,000円ほか6件、合わせて3,158万7,000円を計上。

52ページになります。

児童福祉費は合わせて2億4,922万6,000円を計上いたしました。

3項生活保護費であります。1目生活保護総務費は、職員給与費259万9,000円ほか1件、合わせて499万1,000円を計上。2目扶助費は9,100万円を計上。うち山形村に係る経費を含み計上しております。生活保護費は、合わせて9,599万1,000円を計上いたしました。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。1目保健衛生総務費は、職員給与費1,444万6,000円ほか12件、合わせて9,444万4,000円を計上。2目老人保健費は、老人保健事業費60万4,000円を計上。4目予防費は結核予防事業費2万5,000円ほか2件、合わせて454万8,000円を計上。

54ページになります。

5目環境衛生費は環境保全対策事業費42万2,000円ほか4件、合わせて683万8,000円を計上。保健衛生費は、合わせて1億643万4,000円を計上いたしました。

2項清掃費であります。1目清掃総務費に職員給与費123万7,000円ほか7件、合わせて1億4,466万6,000円を計上いたしました。

5款労働費、1項労働諸費であります。1目労働諸費は、職員給与費159万7,000円ほか6件、合わせて813万9,000円を計上。

56ページになります。

2目勤労青少年ホーム費は、勤労青少年ホーム指定管理費118万7,000円ほか1件、合わせて123万7,000円を計上。3目勤労者家庭支援施設費は、嘱託職員報酬18万8,000円ほか1件、合わせて208万5,000円を計上。

労働諸費は合わせて1,146万1,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費であります。1目農業委員会費は、農業委員会活動費105万9,000円ほか1件、合わせて115万1,000円を計上。2目農業総務費は、嘱託職員報酬63万1,000円ほか9件、合わせて2,545万9,000円を計上。3目農業振興費は、いわて農業担い手支援総合対策事業費6,065万8,000円ほか10件、合わせて1億5,474万4,000円を計上。

58ページになります。

4目畜産業費は、畜産振興総合対策事業費408万4,000円ほか13件、合わせて1,988万2,000円を計上。

5目農地費は、農業用施設管理費34万7,000円ほか9件、合わせて3,727万9,000円を計上。6目地籍調査費は、地籍調査事業費625万円を計上。農業費は合わせて2億4,476万1,000円を計上いたしました。

60ページになります。

2項林業費であります。1目林業総務費は、職員給与費60万5,000円ほか2件、合わせて689万5,000円を計上。2目林業振興費は、森林愛護少年団育成事業費4万4,000円ほか13件、合わせて6,042万8,000円を計上。林業費は合わせて6,732万3,000円を計上いたしました。

3項水産業費であります。1目水産業総務費は、職員給与費172万6,000円ほか4件、合わせて1億6,611万5,000円を計上。2目水産業振興費は、水産振興事務費に1万8,000円ほか3件、合わせて1,697万6,000円を計上。3目漁港管理費は、漁港維持管理費35万3,000円ほか1件、合わせて37万1,000円を計上。4目漁港建設費は、職員給与費135万1,000円ほか1件、合わせて3億635万6,000円を計上。

62ページになります。

水産業費は、合わせて4億8,981万8,000円を計上いたしました。

7款商工費、1項商工費であります。1目商工総務費は、職員給与費713万4,000円ほか5件、合わせて2,087万2,000円を計上。2目商工業振興費は、企業誘致推進費11万2,000円ほか14件、合わせて5,431万1,000円を計上。3目観光費は、紹介宣伝事業費6万3,000円ほか9件、合わせて3,814万4,000円を計上。

64ページになります。

4目石油備蓄基地対策費は8万1,000円を計上。5

目地下水族科学館費は、嘱託職員報酬22万2,000円ほか2件、合わせて1,555万3,000円を計上。商工費は合わせて1億2,896万1,000円を計上いたしました。

8款土木費、1項土木管理費であります。1目土木総務費に職員給与費179万7,000円ほか1件、合わせて194万5,000円を計上。

66ページになります。

2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は、職員給与費1,464万円を計上。2目道路維持費は、道路維持補修経費2,559万8,000円ほか2件、合わせて3,270万3,000円を計上。3目道路新設改良費は、職員給与費78万3,000円ほか5件、合わせて1億8,412万4,000円を計上。4目橋梁新設改良費は、補助事業費1,691万9,000円を計上。道路橋梁費は合わせて2億4,838万6,000円を計上いたしました。

3項河川費であります。1目河川改良費に、職員給与費60万2,000円ほか2件、合わせて1,206万3,000円を計上。

68ページになります。

4項港湾費であります。1目港湾管理費は事務費6万1,000円を計上。2目港湾建設費は、港湾改修県営事業負担金500万円を計上。港湾費は合わせて506万1,000円を計上いたしました。

5項都市計画費であります。1目都市計画総務費は、職員給与費257万2,000円ほか3件、合わせて902万7,000円を計上。2目街路事業費は、職員給与費227万円ほか2件、合わせて9,726万9,000円を計上。3目公共下水道費は、市債管理基金積立金846万8,000円ほか1件、合わせて4億7,128万8,000円を計上。4目都市下水路費は、職員給与費63万3,000円ほか1件、合わせて88万円を計上。5目公園費は、維持管理費557万9,000円を計上。

70ページになります。

都市計画費は合わせて5億8,404万3,000円を計上いたしました。

6項住宅費であります。1目住宅管理費に市営住宅管理人報酬5万1,000円ほか3件、合わせて120万3,000円を計上いたしました。

9款消防費、1項消防費であります。1目消防総務費は、職員給与費260万円ほか3件、合わせて4,368万円を計上。2目非常備消防費は、消防団員報酬1,744万6,000円ほか4件、合わせて2,328万4,000円を

計上。3目消防施設費は、防火水槽施設整備事業費1,008万5,000円ほか4件、合わせて6,841万7,000円を計上。

72ページになります。

4目水防費は、水防活動経費28万4,000円を計上。

5目災害対策費は、災害対策事業費648万7,000円ほか2件、合わせて715万8,000円を計上。消防費は合わせて1億4,282万3,000円を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費であります。1目教育委員会費は、教育委員報酬24万9,000円ほか1件、合わせて26万9,000円を計上。2目事務局費は、職員給与費862万2,000円ほか4件、合わせて1,937万8,000円を計上。3目教員住宅費は、維持管理費76万円を計上。5目教育研究指導費は、教育研究所運営費38万3,000円ほか6件、合わせて798万7,000円を計上。

74ページになります。

教育総務費は合わせて2,839万4,000円を計上いたしました。

2項小学校費であります。1目学校管理費は、職員給与費581万6,000円ほか8件、合わせて9,044万7,000円を計上。2目教育振興費は、要保護及び準要保護児童援助費411万2,000円ほか2件、合わせて1,207万8,000円を計上。小学校費は合わせて1億252万5,000円を計上いたしました。

3項中学校費であります。1目学校管理費は、職員給与費380万4,000円ほか7件、合わせて5,243万6,000円を計上。

76ページになります。

2目教育振興費は、要保護及び準要保護生徒援助費420万2,000円ほか2件、合わせて890万2,000円を計上。中学校費は、合わせて6,133万8,000円を計上いたしました。

4項社会教育費であります。1目社会教育総務費は、職員給与費1,454万6,000円ほか9件、合わせて1,661万9,000円を計上。2目公民館費は、公民館生涯学習活動事業費19万7,000円ほか1件、合わせて459万1,000円を計上。3目図書館費は、図書館運営管理費195万円ほか2件、合わせて211万9,000円を計上。

78ページになります。

4目文化会館費は、文化会館運営管理費1,983万円ほか1件、合わせて2,195万円を計上。5目三船十段記念館費は、嘱託職員報酬16万8,000円ほか2件、合

わせて499万7,000円を計上。6目山村文化交流センター費は、運営管理費458万6,000円を計上。社会教育費は合わせて5,486万2,000円を計上いたしました。

5項保健体育費であります。1目保健体育総務費は、職員給与費374万6,000円ほか10件、合わせて842万8,000円を計上。

80ページになります。

2目市民体育館費から8目B & G山形海洋センター費まで、各施設の運営管理費等を計上。保健体育費は合わせて7,778万3,000円を計上いたしました。

82ページになります。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費であります。1目道路橋梁災害復旧費は科目存置のため1,000円を計上。2目河川災害復旧費は23万9,000円を計上いたしました。

12款公債費、1項公債費であります。1目元金は10億1,987万6,000円を計上。2目利子は2億6,080万円を計上。3目公債諸費は借入事務費11万1,000円を計上。公債費は合わせて12億8,078万7,000円を計上いたしました。

13款支出金であります。1項普通財産取得費に土地取得事業特別会計繰出金2,943万5,000円を計上。2項旧市村借入金返済金に3億円を計上いたしました。

14款予備費、1項予備費に2,000万円を計上いたしました。

第2条以下については、提案理由で説明したとおりであります。

説明をいたしました6款1項2目農業総務費を2,545万5,000円に訂正をいたしたく存じます。また、その説明の中におきまして、「山形村に係る」という説明は、「旧山形村に係る」と訂正をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

なお、質問の際は、ページを示して質問願えればありがたいわけであり。31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） それでは第1点目は41ページ。

この夢ネット事業にかかわって2点、お聞かせ願いたいんですが、第1点は、当初の説明ではなかったんですけども、これは仄聞したことから。

一つは、光ケーブルが敷設になったわけですけども、いろんな業者が入って短期間に敷設したようなん

ですが、その敷設した光ケーブルが、耐用年数が10年だというふうに仄聞したんですけれども、当初そういう説明がなかったんですけれども、後で聞いてその10年というのはどういうことなのかというふうに思ったんですが。そうすると、その管理の関係で、かなりまた短期間で敷き替えが必要になってくると思うので、そういう点での費用との関係がどのようになっていくのか。その点が第1点ですね。

それから、このケーブルを敷設する際に、当初たしかトンネルを通すという話だったんですが、それも仄聞ですけれども、トンネルの通過は許可にならなかったというふうな話なんですけれども、その後どうなっているのか。トンネルが通せないとなると、山を越さなきゃならない。その辺は具体的にはどうなっているのか、その後のことを聞いていませんですから、そのてんまつについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから3点目、45ページ。市長選挙にかかわってでございますが、市長選挙の投票所には、いわゆる立会人が必ず必要なわけですけれども、この立会人について、投票時間だけでも12時間拘束されます。それが朝7時だと6時半とか、30分ぐらい前から行って準備をして、投票箱が閉まって、開票所へ持ってくるということていくとすれば、12時間以上、13時間ぐらいかかるわけですね。実はこの13時間近い拘束は大変苦痛だというのが、立会人からいろんなところで聞かれます。

これ例えば半分に割って、倍になりますけれども、そういった形での改善といえますか、朝からの人と午後から夜の人たちでの改善がなされないのかですね。地域で立会人を採すにしても、なかなかこういった観点からいい返事がもらえないと。行政区長さんなり町内会長さん、かなり苦労しているという状況があるんですね。そういった点で、ぜひこの市長選挙からそういった改善方ができればありがたいんですが、実態をどういうふうに把握して、その改善方を考えているのかお聞かせください。

以上です。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 夢ネットにかかわってのご質問にお答えいたします。

トンネルに光ケーブルを通す許可がもらえないのではないかというご質問でございますが、これについて

は、許可といえますか、通すことができ、もう現在、完成をしているところでございます。それから、耐用年数につきましては、数字を確認をいたしてお答えさせていただきますと思います。

議長（菊地文一君） 砂子選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（砂子勇君） ただいまの市長選挙に関しまして、投票立会人のご質問をいただきました。ご指摘のとおり、長時間にわたってご苦労をおかけしているという実態は、そのとおりでございます。これにつきましては、例えば昼食時間とかの時間等については、十分配慮した対応をしているところでございます。

また、この立会人の性格的な部分等々から、やはり同一人をもって対応するという考え方で臨んでいるところでございますので、これにつきましてはご理解をいただきたいと思います。

議長（菊地文一君） 31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） 今の立会人の関係ですが、同一人でなければならないという法的なものがあるのかどうか。同一人でなければならないというのを私はちょっと理解できないんですけれども、例えば前半でやった人が、後半かわって、かわったときに何か情報が漏れるんですか。投票率、投票状況ぐらいしかわからないような気がするんだけれども、その辺どうして同じ人でなければならないのか。その法的根拠があったらお聞かせください。

議長（菊地文一君） 砂子選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（砂子勇君） 法的には、公職選挙法によりまして、欠けた場合は速やかに投票管理者が選任の上、その職務に従事させるという条項はございます。また、相当の理由がない限りは辞職できないという条項もございます。それら等を踏まえて、同一人で対応しているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 2点お聞かせをいただきます。

43ページですか。防犯灯の設置、電気料にかかわる問題でこれまでも何回か論議をされてきたわけですが、お聞きしますと、防犯灯、行政の方から設置していただいたのがほとんどだという地域もあるようですし、地域によっては、地元で負担しているのが結構あると

というような事情も聞くわけですが、そういう点からすると、いわゆる3分の2負担の問題は、賛成、反対ということも、いろいろな角度から見れば出てくるわけですね。そういった点で、いずれにしても、それぞれの町内会と十分な意見交換をして、理解と納得を得ることが大前提だろうというふうに思います。少なくとも見切り発車をするというようなことは、あってはならないというふうに考えるわけですが、この点についての基本的な考え方をお聞かせください。

2点目です。これは63ページの国民宿舎のかかわりですが、これもたびたび論議をされてきて、廃止の方向が定まっていると思うんですが、現在のこれに対する当局の状況と方向性ですね。どういう形になって、いつの時点で収束するという見通しなのか。その2点についてお聞かせをいただきたい。

議長（菊地文一君） 岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） 防犯灯についてのご質問いただきました。平成17年度におきまして、業者に委託しまして、約3,550の防犯灯があるということで、今確認をしていただいたところでございます。これはあくまでも市が設置したもの、あるいは町内会が設置したもの、そのほかに、例えば国あるいは他が設置したもの等を含めてのものでございます。

全体的な数字でございますが、ただ、これらを精査した結果、どこの所有であるかということが、まだまだ判明できない部分が相当数ございます。それらが判明した段階で、地域の方々、町内会等と意見交換をしながら進めていきたいというふうな考え方でございます。見切り発車ということはしないつもりでございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） それでは、国民宿舎北限閣の現状と今後の方向性についてお答えを申し上げます。

国民宿舎につきましては、市政改革プログラムにおきまして、平成18年度中に廃止という方向性を出しているところでございます。現在の取り組みの状況ということでございますが、これにつきましては、国民宿舎としての機能の廃止後、その施設、それから土地について、どのような利用ができるかというふうなことで、庁内での利用計画について各部から募ったところ

でございますが、これについては、庁内での希望がなかったところでございます。

それを受けまして、一般公募を行ったところでございまして、これにつきましては、2月27日締め切りということで、全国公募での観光施設その他の利用について希望を募ったところでございますが、これにつきましても希望がなかったという状況でございます。これを受けまして、私どもといたしましては、18年度中は国民宿舎として運営をし、その後につきましては、これからさらに希望等があればその辺の関係を調整をさせていただきますが、廃止の方向で進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 25番山館榮君。

25番（山館榮君） 57ページでございますが、べっぴんの湯の大改修工事にかかわってお伺いしますけれども、現在工事中なわけですし、当初は3月いっぱいということだったわけですが、いろいろあって年度を越すような状況なわけですが、そこで、その後の現在の工事の進捗状況がどうであるかと。それから、いつごろ完成の予定であるかお伺いいたします。

議長（菊地文一君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） べっぴんの湯のご質問にお答えいたしますが、現在の進捗状況でございますが、工程管理どおり順調に進捗してございます。いわゆる浴場周りにつきましては、4月いっぱい完了させたいというふうに思っておりますし、そのように取り計らってございます。全体の完成、外構工事等につきましては、5月25日までに全体は完成させたい意向でございます。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 保留しておりましたご質問にお答えをいたします。

光ファイバーの耐用年数でございますが、おっしゃるとおり10年とされておりまして、しかし実際には20年ぐらいもつと言われております。これは屋外に設置されるものでありますから、かなりの気象状況、そういったものによって左右されますので、時々修理といったことは必要になるかと思いますが、20年程度はもつものだというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（菊地文一君） 34番濱欠明宏君。

34番（濱欠明宏君） ページでいえば45ページになります。選挙の関係であります。

3月6日に合併をしました。いよいよ3月19日告示というふうなことで、初代の市長を選択をする選挙が間近に迫ってまいりました。選挙の広報活動等やっておられると思うわけですが、久慈市は昭和53年以降は 市長単独の選挙があったわけですが、いわば議員とリンクしていなかったということですが 市議選と市長選挙が一体となっているというふうな部分でいえば、投票率も随分高かったのかなと、こんなふうに思っております。

今回、見渡していても、関心がいまい少ないなという気が私はしてならないわけですが、選挙管理委員会では、この投票率をどのような目標設定をしておられるのか。私は新市民が市長選挙に関心があることは、イコールこの合併に随分やはり関心をしてきたんだなというあかしにもなるのかなと、こんなふうにも思っておりますから、その辺のこの投票率をどの程度を見込みながら、啓発運動をしているのかお知らせいただきたい。

それから、市長職務執行者でありますけれども、いわゆる選挙で選ばれた市長と、この市長職務執行者というのは、職務上は何ら変わらないのかもしれませんが、選挙運動にかかわる制約というのは、法律的にどのような縛りか何かあるのか、ないのか。そこら辺についてもお知らせをいただきたいと思っております。

それから、教育委員会に一つお聞かせを願いたいわけですが、卒業式も随分粛々と行われておまして、大分よくなったなというふうに思っております。私は議員も各学校に地域の代表として来賓として呼ばれる立場にあるわけですが、その中で、学校の式典、式次第があるわけでありまして。そういう流れの中で、「君が代」斉唱があるわけですが、この学校側がせっかく来賓で呼びながら、「君が代」を座って歌わない来賓もおられたと聞いておりますけれども、その辺については、教育委員会はどのような考えを持っているかお聞かせをいただきたい。

以上、お願いします。

議長（菊地文一君） 砂子選挙管理委員会事務局長。  
選挙管理委員会事務局長（砂子勇君） ただいまご質問いただきました選挙に関する点でございます。

市選挙管理委員会としての、今回の市長選挙に係る投票率の設定というお話でございますが、選挙管理委員会として、この一定の率を設定するということの位置づけはございません。ただ、これまで、ただいま議員からご指摘いただきましたように、議会議員とセットになった選挙でございました。そういった中にありまして、80%を超える投票率になっていたという経過がございます。その点につきましては、従前と違う状況にあるというふうにとらえているところでございます。

こうした中にありまして、選挙管理委員会といたしましても、これまでもそうでございますけれども、市の広報等による啓発あるいは街頭での啓発、あるいは告示後におきましては、看板等の設置あるいは市内のスーパー等をお願いをいたしまして、そこでテープを店内放送により流すとかというような啓発活動を実施しているところでございますし、あわせて防災無線による啓発についても、従前どおり対応してまいりたいというところでございます。

それから、職務執行者に係る点でございますけれども、これにつきましては、公職選挙法については、これはすべてにおいて該当になるわけでございますけれども、地方公務員法等におきまして、特別職にはその適用がございませんので、いわゆる市長職務執行者につきましては、一般職の職員とは違うというところでございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） 先ほどの国民宿舎の活用の関係の申し入れの関係について、訂正をさせていただきます。

この関係については、1社が宿泊機能としての活用について検討したいということで申し出が来ているものでございます。なお、説明会等への活用の照会があったのが7社でございまして、そのうち3社が説明会に参加していると、こういう状況でございます。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 鹿糠教育長。

教育長（鹿糠芳夫君） 卒業式等の式典の「君が代」の関係でございますが、これにつきましては、現在のところ、そのようなご指摘のような報告は受けておりませんので、ご了承願います。

議長（菊地文一君） 34番濱欠明宏君。

34番（濱欠明宏君） まず、選挙の方でありましたけれども、投票率は特に設定はしていないということですが、いずれ従前の市議選と連動していないという意味では、極めて関心が低い状況にあるのかなとこう思っておりますので、ぜひとも先ほどの答弁いただいた運動を一生懸命やっていただきながら、最善の努力をしていただきたい、こう思うわけであります。

市長職務執行者については、私も質問の際にお話をしましたが、市長という職でありますから、特別職であります。その職を執行するわけですから同じということで、そのとおりの答弁だろうと思うんですけども、私は1点気になることがあるんです。これはどうということかといいますと、二戸の選挙を実は見ていまして、終局において、職務執行者が助役に選任をされたという経過があります。私はこれらが、この選挙運動と仮にリンクをするとすると、これは重大な選挙違反になるだろうと、利益の供与というか、そういった意味では、選挙違反に触れるような感じがあるわけです。

私は、市長職務執行者には、市村が17年あるいは51年の歴史を閉じながらも、新市民として、新市として発展していくために私は大変、選挙が終わって市長が誕生してから、それなりの市においての役割を期待している者の一人なわけですが、それが逆に選挙運動に携わると。いわば、例えばですよ、これは空論で申しわけないわけですから答弁出さなければ出さなくてもいいですが、例えば懸念している問題として、選挙運動を一生懸命やり過ぎた結果、終わった後に助役に人事案件で出されたときに、非常に疑義を感じる部分が出てくるので、この辺はひとつ慎重に対応していただきながら、人材を遺憾なく発揮していただきたいということの思いがあって、実はお話ししておりましたので、胸の内を察していただきたいものだとこう思っておるわけであります。

教育委員会では報告を受けていないというお話でありました。報告を受けていないということで、きょうの答弁は終わるつもりでありますか。それとも確認をして答弁をするつもりでありますか。

議長（菊地文一君） 鹿糠教育長。

教育長（鹿糠芳夫君） ただいまの件につきましては、私ども教育委員会としましては、教育行政の職員

あるいは学校関係者等につきましては管理下にあるということで、指導に当たることができませんが、ご来賓の方につきましては、教育委員会として、なかなかそういったことまでは及ばないというふうに考えております。ただ私は、式典を粛々と厳粛に行うために、これについては必要であるというふうには認識しているところでございます。

以上であります。

議長（菊地文一君） 濱欠議員、答弁を必要としますか。内容的には。

〔発言する者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

以上で平成17年度久慈市一般会計暫定予算の質疑を終わります。

次に、各特別会計及び企業会計の暫定予算の審議を行います。

まず、平成17年度久慈市土地取得事業特別会計暫定予算について説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページになります。

2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金に2,943万5,000円を計上いたしました。

歳入については以上です。

歳出。次に、10ページになります。

3、歳出、1款管理費、1項管理費に一般会計繰入金5万3,000円を計上。

2款公債費、1項公債費であります。1目元金に1,188万円、2目利子に276万5,000円を計上。

公債費は合わせて1,464万5,000円を計上。

3款諸支出金、1項旧市村借入金返済金に1,473万7,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市国民健康保険特別会計暫定予算について説明を求めます。岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） それでは、平成17年度久慈市国民健康保険特別会計暫定予算について、ご説明申し上げますが、今回の暫定予算の計上に当たりましては、一般会計の調製方針に基づいて調製したと

ころであります。

それでは、まず事業勘定、第1条歳入歳出予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2、歳入、1款1項国民健康保険税であります、1目一般被保険者国民健康保険税は、1節医療給付費分現年課税分は2億2,461万3,000円を計上。2節介護納付金分現年課税分は2,298万7,000円を計上。3節医療給付費分滞納繰越分は246万5,000円を計上。4節介護納付金分滞納繰越分は12万9,000円を計上いたしました。

1目一般被保険者国民健康保険税は、合わせて2億5,019万4,000円を計上いたしました。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、1節医療給付費分現年課税分は2,960万6,000円を計上。2節介護納付金分現年課税分は204万4,000円を計上。3節医療給付費分滞納繰越分は7万円を計上。4節介護納付金分滞納繰越分は2,000円を計上いたしました。2目退職被保険者等国民健康保険税は、合わせて3,172万2,000円を計上いたしました。

この項国民健康保険税は、合わせて2億8,191万6,000円を計上いたしました。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料であります、1目督促手数料は5万円を計上いたしました。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります、1目療養給付費等負担金は、療養給付費負担金、老人保健医療費拠出金負担金及び介護納付金負担金、合わせて1億587万9,000円を計上いたしました。2目高額医療費共同事業負担金は422万2,000円を計上。この項合わせて1億1,010万1,000円を計上いたしました。

2項国庫補助金であります、1目財政調整交付金は、交付見込みにより普通調整交付金1億3,619万7,000円、特別調整交付金、へき地診療所運営費交付金を含み9,661万4,000円。合わせてこの項2億3,281万1,000円を計上いたしました。

次に、4款県支出金、1項県負担金であります、1目高額医療費共同事業負担金に422万2,000円を計上いたしました。

10ページになります。

2項県補助金であります、1目財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせて9,582万6,000円を計上いたしました。

次に、5款1項1目療養給付費等交付金であります、退職被保険者等療養給付費等交付金6,900万6,000円を計上いたしました。

次に、6款1項共同事業交付金であります、1目高額医療費共同事業交付金に科目存置として1,000円を計上いたしました。

次に、7款財産収入、1項財産運用収入であります、1目利子及び配当金に高額療養資金貸付基金利子及び国保財政調整基金利子合わせて2,000円を計上いたしました。

次に、8款繰入金、1項1目基金繰入金であります、療養給付費過年度精算償還金相当額として、国保財政調整基金繰入金2,145万9,000円を計上。2項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及びその他一般会計繰入金合わせて1,214万8,000円を計上いたしました。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料であります、一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険税延滞金、合わせて10万1,000円を計上いたしました。

12ページになります。

2項雑入であります、第三者行為損害賠償金、不当利得等返納金及び雑入、合わせて5万4,000円を計上いたしました。

続きまして、歳出、14ページをお開き願います。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費であります、1目一般管理費は、臨時職員賃金及び共済費ほか5件、合わせて541万4,000円を計上いたしました。

2項徴税費であります、1目賦課徴収費は、専門集金員報酬、賦課経費及び徴収経費合わせて188万8,000円を計上いたしました。2目納税奨励費は、納税貯蓄組合補助金199万円を計上いたしました。この項合わせて387万8,000円を計上いたしました。

次に、2款保険給付費であります、1項療養諸費は、一般被保険者、退職被保険者等に係る療養給付費及び療養費、並びに診療報酬等審査支払手数料、合わせて4億2,663万2,000円を計上いたしました。

16ページになります。

2項高額療養費であります、一般被保険者及び退職被保険者等分合わせて3,088万9,000円を計上。

3項移送費は、一般被保険者及び退職被保険者等分合わせて15万円を計上。

4項出産育児諸費は、出産育児一時金390万円を計

上。

5項葬祭諸費は99万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、3款1項老人保健拠出金であります。老人保健医療費拠出金及び老人保健事務費拠出金合わせて5,335万7,000円を計上いたしました。

18ページになります。

次に、4款1項介護納付金であります。2,287万円を計上いたしました。

次に、6款1項保健事業費であります。1目保健普及費は、医療費通知作成事務経費ほか3件87万7,000円を計上。2目健康管理費は、健康管理施設利用料負担金ほか1件、63万9,000円を計上。この項合わせて151万6,000円を計上いたしました。

次に、8款1項公債費は、一時借入金利子として6万6,000円を計上いたしました。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付金は、1目一般被保険者保険税還付金に880万円。2目退職被保険者等保険税還付金に2万7,000円。3目償還金は、過年度精算返還金に2,145万9,000円を計上。この項は合わせて3,028万6,000円を計上いたしました。

20ページになります。

繰入金であります。へき地診療所運営交付金相当額として、直営診療施設勘定繰入金661万4,000円を計上いたしました。

3項旧市村借入金返済金であります。旧市村の平成17年度決算に係る返済金として、2億2,113万5,000円を計上いたしました。

次に、10款予備費は2,000万円を計上いたしました。

次に、直営診療施設勘定であります。事項別明細書によりご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

2、歳入、1款診療収入、1項入院収入であります。1目国民健康保険診療報酬収入及び2目社会保険診療報酬収入にそれぞれ1,000円を計上。3目老人保健診療報酬収入は200万円を計上。4目一部負担金収入に10万1,000円を計上。5目標準負担額収入に入院時食事療養費等40万1,000円を計上。6目その他の診療報酬収入に13万円を計上。この項は合わせて263万4,000円を計上いたしました。

2項外来収入であります。1目国民健康保険診療報酬収入に500万円を計上。2目社会保険診療報酬収入に200万円を計上。3目老人保健診療報酬収入に

1,800万円を計上。4目一部負担金収入に150万5,000円を計上。5目その他診療報酬収入に75万円を計上。

6目介護報酬収入に2万1,000円を計上。この項は合わせて2,727万6,000円を計上いたしました。

3項その他の診療収入は、出稼者健康診断料ほか3件10万3,000円を計上いたしました。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。特別室使用料として1万円を計上いたしました。30ページになります。

2項手数料であります。診断書作成料として5万円を計上いたしました。

次に、3款財産収入、2項財産売却収入であります。科目存置として1,000円を計上いたしました。

次に、4款繰入金、2項事業勘定繰入金であります。へき地診療所運営費交付金に係る繰入金661万4,000円を計上いたしました。

次に、6款諸収入、1項1目雑入であります。旧市村決算剰余金直診分ほか1件、231万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出。32ページをお開き願います。

3、歳出、1款総務費、1項施設管理費であります。1目一般管理費は、国保連登録派遣医師報酬ほか5件、合わせて1,418万1,000円を計上いたしました。

2項1目研究研修費であります。12万円を計上いたしました。

次に、2款1項医薬費であります。医療用機械器具費、医療用消耗機材費、医薬品衛生材料費、及び寝具費に合わせて1,842万4,000円を計上いたしました。

34ページをお開き願います。

2項給食費であります。給食用器具費及び給食用賄材料費に合わせて95万円を計上いたしました。

次に、3款1項1目施設整備費は施設修繕料として5万円を計上。

4款1項公債費は、1目元金に218万9,000円、2目利子に190万3,000円。この項合わせて409万2,000円を計上いたしました。

6款1項1目予備費には118万3,000円を計上いたしました。

なお、第2条以下につきましては、昨日の提案理由でご説明したとおりでございますので、省略をいたします。

以上で説明を終わります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市老人保健特別会計暫定予算について説明を求めます。岩泉市民生活部長。

市民生活部長（岩泉敏明君） それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

2、歳入、1款1項支払基金交付金であります。1目医療費交付金に2億8,656万1,000円を計上。2目審査支払手数料交付金に254万7,000円を計上。この項合わせて2億8,910万8,000円を計上いたしました。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目医療費負担金に1億840万5,000円を計上いたしました。

次に、3款県支出金、1項県負担金であります。1目医療費負担金に3,203万3,000円を計上いたしました。

次に、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、医療費に係る市の負担分として3,203万6,000円を計上いたしました。

6款諸収入、1項雑入は、1目第三者納付金に第三者行為損害賠償金1,000円を計上。2目雑入に旧市村の決算剰余金4,861万8,000円を計上。この項合わせて4,861万9,000円を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

3、歳出、1款1項医療諸費であります。1目医療給付費に5億400万1,000円を計上。2目医療費支給費に399万6,000円を計上。3目審査支払手数料に220万4,000円を計上。この項合わせて5億1,020万1,000円を計上いたしました。なお、所要額につきましては、対象者及び医療費の推移等を勘案しながら調整したものであります。

以上であります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市介護サービス事業特別会計暫定予算について説明を求めます。佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木信蔵君） 平成17年度介護サービス事業特別会計暫定予算についてであります。

今回の暫定予算の計上に当たりましては、一般会計の調製方針に準じて調製をしたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入であります。1目居宅介護サービス費収入は、訪問介護、訪問入浴介護及び通所介護サービスなどの利用実績見込みから1,595万1,000円を計上。2目居宅介護サービス計画費収入は、計画作成実績見込みから240万を計上いたしました。

2項自己負担金収入は、サービス利用実績見込みから109万5,000円を計上。

2款繰入金、1項一般会計繰入金であります。1,754万7,000円を計上。

3款諸収入、1項雑入であります。44万2,000円を計上いたしました。

次に、10ページをお開き願います。

3、歳出、1款総務費、1項施設管理費であります。各施設の運営管理費等の実績見込みから、1目一般管理費に337万8,000円を計上。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費であります。各サービス事業の実績見込みに基づき、1目居宅介護サービス事業費に1,595万1,000円を計上。

2項居宅介護支援事業費は、実績見込みから234万9,000円を計上。

12ページをお開き願います。

3款諸支出金、1項旧市村借入金返済金であります。1,575万7,000円を計上いたしました。

以上であります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市魚市場事業特別会計暫定予算について説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） それでは、平成17年度久慈市魚市場事業特別会計暫定予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入であります。2、歳入、1款使用料及び手数料、1項1目使用料は10万円を計上いたしました。

3 款繰入金、2 項 1 目一般会計繰入金は1,340万6,000円を計上いたしました。

次に歳出であります、10ページをお開き願います。

3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は102万2,000円を計上。

2 款 1 項公債費、1 目元金は488万5,000円を計上。2 目利子は329万9,000円を計上。この項合わせて818万4,000円を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目予備費は10万円を計上いたしました。

4 款諸支出金、1 項 1 目旧市村借入金返済金は、旧市歳入不足に係る返済金として420万円を計上いたしました。

以上であります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市漁業集落排水事業特別会計暫定予算について説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 平成17年度久慈市漁業集落排水事業特別会計暫定予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

まず歳入であります、2、歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目漁業集落排水分担金は42万2,000円を計上いたしました。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目漁業集落排水使用料は141万2,000円を計上いたしました。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目農林水産業費補助金は9,700万円を計上いたしました。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は5,526万2,000円を計上いたしました。

6 款 1 項市債、1 目下水道事業債は8,810万円を計上いたしました。

次に、歳出であります、10ページをお開き願います。

3、歳出、1 款 1 項漁業集落排水管理費、1 目総務管理費は76万円を計上。主な内容は、水洗便所改造資金利子補給金であります。

2 目施設管理費は、287万7,000円を計上。主な内容は、排水施設の電気料であります。

2 款 1 項 1 目漁業集落排水事業費は1 億3,869万7,000円を計上いたしました。主な内容は、事業費の

精算払い分であります。

3 款 1 項公債費、1 目元金は1,605万3,000円を計上。2 目利子は1,345万円を計上。この項合わせて2,950万3,000円を計上いたしました。

12ページをお開き願います。

4 款諸支出金、1 項 1 目旧市村借入金返済金は、旧市歳入不足に係る返済金として7,035万9,000円を計上いたしました。

なお、第2条以下につきましては、昨日の提案理由でご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市国民宿舎事業特別会計暫定予算について説明を求めます。卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） それでは、平成17年度久慈市国民宿舎事業特別会計暫定予算につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。

8 ページをお開き願います。

2、歳入、1 款国民宿舎事業収入、1 項事業収入、1 目営業収入に、宿泊等の実績見込みにより235万3,000円を計上。2 目営業外収入として7,000円を計上いたしました。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金であります、決算見込みによる歳出に不足する歳入の見込み額として、一般会計からの繰入金1,191万8,000円を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

3、歳出、1 款国民宿舎事業費、1 項施設管理費、1 目営業管理費に、今後の運営費として699万1,000円を計上いたしました。

3 款 1 項 1 目予備費に20万円を計上。

4 款諸支出金、1 項 1 目旧市村借入金返済金に708万7,000円を計上いたしました。

なお、第2条については、昨日の提案理由で説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市工業団地造成事業特別会計

暫定予算について説明を求めます。卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） それでは、平成17年度久慈市工業団地造成事業特別会計暫定予算につきまして、事項別明細書により説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2、歳入についてであります。1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入に1,000円を計上。

2項財産売却収入、1目不動産売却収入に本特別会計が所有する財産の一般会計への売却収入として3,192万3,000円を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

3、歳出であります。1款1項事業費、1目管理費に1,000円を計上。

3款諸支出金、1項1目旧市村借入金返済金に3,192万3,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市公共下水道事業特別会計暫定予算について説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） それでは、平成17年度久慈市公共下水道事業特別会計暫定予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

2、歳入であります。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業受益者負担金は57万1,000円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は1,313万8,000円を計上いたしました。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金は1億9,359万3,000円を計上。2目污水处理施設整備交付金は3,990万円を計上し、この項合わせて2億3,349万3,000円を計上いたしました。

4款県支出金、1項県補助金、1目土木費補助金は851万5,000円を計上いたしました。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は4億6,282万円を計上いたしました。

8款1項市債、1目下水道事業債は6億1,510万円を計上いたしました。

次に、12ページ、13ページ、お開き願います。

3、歳出であります。1款1項下水道管理費、1

目総務管理費は230万4,000円を計上。主な内容は、職員給与費、パンフレット等の印刷製本費でございます。

2目施設管理費は2,879万8,000円を計上。主な内容は浄化センター等の管理運営費、門前ポンプ場のアスベスト除去工事費であります。この項合わせて3,110万2,000円を計上いたしました。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目管渠施設費は4億1,690万円を計上。2目浄化センター施設費は9,472万7,000円を計上いたしました。主な内容は、職員給与費、下水道整備事業費の精算払い分であり、この項合わせて5億1,162万7,000円を計上いたしました。

14、15ページをお開き願います。

3款1項公債費、1目元金は1億6,744万7,000円を計上。2目利子は1億46万1,000円を計上し、この項合わせて2億6,790万8,000円を計上いたしました。

4款諸支出金、1項1目旧市村借入金返済金は旧市歳入不足に係る返済金として5億2,300万円を計上いたしました。

なお、2条以下につきましては、昨日の提案理由でご説明したとおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市平庭高原施設事業特別会計暫定予算について説明を求めます。角山形総合支所長。

山形総合支所長（角一志君） それでは、平成17年度久慈市平庭高原施設事業特別会計暫定予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2、歳入であります。1款使用料、1項施設使用料、1目平庭山荘使用料に16万4,000円を、2目索道使用料に104万4,000円を、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に40万円を、4款諸収入、2項雑入、1目雑入に795万8,000円を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

3、歳出であります。2款索道施設事業費、1項特殊索道施設事業費、1目スキー場運営費に747万円を、3款予備費、1項予備費、1目予備費に209万6,000円を計上いたしました。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市簡易水道事業特別会計暫定予算について説明を求めます。嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） それでは、平成17年度久慈市簡易水道事業特別会計暫定予算について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思えます。

歳入についてであります。1款水道事業収入、1項事業収入、1目給水収入に380万1,000円を、3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に2,190万円を計上いたしました。

10ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項1目簡易水道事業費に365万1,000円を、2款1項公債費、1目元金に408万2,000円を、2目利子に275万円を、3款諸支出金、1項1目旧市村借入金返済金は、旧村歳入不足に係る返済金として1,521万8,000円を計上いたしました。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 1点お聞かせをいただきます。

石綿管の有無の問題です。アスベスト問題が大変社会的に問題になっておって、その除去が指摘をされていますが、水道管のいわゆる石綿管の有無について、あるとすればどの地域にあるのか。あわせて、これは次の会期になるわけですが、宇部地区にも石綿管がまだ残っているのではないかという話を聞くわけですが、それらの現状と、この石綿管の更新の基本的な考え方、お聞かせください。

議長（菊地文一君） 嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

石綿管につきましては、17年度でもって上長内は全体を終了してございます。宇部地区にございましては、現在、45号線の歩道工事を実施してございまして、その部分に石綿管が存在してございます。これにつきましては、国道の歩道工事とあわせ、19年度までに完了させたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

議長（菊地文一君） 嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） 山形分につきましては、詳細にはまだ把握してはございませんが、相当あるというふうには聞いてございます。

現在、簡水の整備等、日野沢あるいは荷軽部等の簡水工事をやってございますが、今後、経営状況等を勘案しながら、逐次石綿管の更新にも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（菊地文一君） 37番大上精一君。

37番（大上精一君） 今、小野寺議員さんからお話があったわけでありますが、実は旧山形村の議会のごとき、この問題が出たわけでありますが、川井簡水ですか、石綿管があるということで質問があったのに対して、水道管においては危険性がないというようなお考えでございまして、あつたわけでありまして、こちらの久慈の皆様方の認識はどうであるのかわかりませんが、こちらについてこのこれからの考えをお伺いいたします。

議長（菊地文一君） 嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） いずれにいたしましても、石綿管につきましては、山形村には千七、八百メートル存在してあるところでございますが、今後経営状況等を見ながら、簡易水道の老朽化もお話しされてございますので、一緒にあわせて老朽管の更新に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

議長（菊地文一君） 手を挙げて議席番号をおっしゃってですね。37番大上精一君。

37番（大上精一君） ということは、危険性があるというふうに認識をしておられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（菊地文一君） 嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） 医学的な部分については、まだ詳細に把握してはございませんが、人体によくはないというふうなことも言われてございますので、その辺を考慮しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、平成17年度久慈市水道事業会計暫定予算について説明を求めます。嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） 次に、平成17年度

久慈市水道事業会計暫定予算についてご説明申し上げます。

予算実施計画によりご説明申し上げます。4ページをごらん願います。

第3条に係る収益的収入及び支出について申し上げます。

収入であります。1款上水道事業収益は7,749万3,000円を計上いたしました。内訳であります。1項営業収益は、1目給水収益に4,810万6,000円を計上。2目受託工事収益に759万1,000円、3目その他営業収益に加入金等353万円を計上いたしました。

2項営業外収益は、1目他会計補助金に1,818万4,000円、2目雑収益に量水器再生使用収益8万1,000円を計上いたしました。

3項特別利益は科目存置でございます。

次に、2款簡易水道事業収益は435万9,000円を計上いたしました。内訳であります。1項営業収益は、1目給水収益に67万1,000円、2目その他営業収益に2万1,000円を計上いたしました。

2項営業外収益、1目他会計補助金は366万7,000円を計上いたしました。

3款営農飲雑用水給水受託事業収益は1,085万1,000円を計上いたしました。内訳であります。1項営業収益の1目給水収益に248万6,000円、2目受託工事収益に833万4,000円、3目その他営業収益に3万1,000円を計上いたしました。

次に、5ページをごらん願います。

支出であります。1款上水道事業費は3億19万6,000円を計上しました。内訳であります。1項営業費用は、1目原水及び浄水費に職員給与費、白山浄水場の維持管理費、合わせて1,991万9,000円を計上。2目配水及び給水費に職員給与費、給配水施設の維持管理費等2,832万8,000円を計上いたしました。3目受託工事費に117万4,000円を計上。

次に、6ページをごらん願います。

4目総係費は、職員給与費、量水器検針委託費等、合わせて877万1,000円を計上いたしました。5目減価償却費は2億1,168万円を計上。6目資産減耗費は科目存置でございます。

2項営業外費用は、1目支払利息に企業債利子償還及び一時借入金の利息合わせて2,615万6,000円を計上。2目消費税及び地方消費税に269万5,000円を計上。3

目雑支出に水道料金に係る消費税の端数処理費として147万円を計上いたしました。

3項特別損失は科目存置でございます。

次に、2款簡易水道事業費は722万6,000円を計上いたしました。内訳であります。1項営業費用は1目原水及び浄水費に150万9,000円。7ページに移りまして、2目配水及び給水費に232万3,000円、3目総係費に1万7,000円をそれぞれ計上いたしました。その内容は、施設維持管理費及び事務費でございます。

2項営業外費用、1目償還金は、簡易水道事業償還金337万7,000円を計上いたしました。

次に、3款営農飲雑用水給水受託事業費は、1項営業費用に1,004万6,000円を計上いたしました。

1目受託管理費は、職員給与費、施設維持管理費、合わせて521万8,000円を計上。

次に、8ページをごらん願います。

2目受託工事費は482万8,000円を計上いたしました。

4款予備費は500万円を計上しました。

次に、9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出であります。

収入であります。1款資本的収入は1億7,649万6,000円を計上いたしました。内訳であります。1項企業債は、配水施設整備事業債1億4,000万円、2項補助金は、一般会計補助金2,495万8,000円、3項負担金は、一般会計負担金125万円、4款補償金は、水道施設移設補償金1,028万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、支出であります。1款資本的支出は1億2,050万9,000円を計上いたしました。内訳でございます。1項建設改良費の1目取水及び浄水施設整備費は、田高ポンプ場の建築完了確認経費2万2,000円を計上。2目配給水施設整備費は、配水管整備事業費等6,453万4,000円を計上。3目営業設備費は、量水器購入経費10万円を計上。

2項企業債償還金、1目企業債償還金は、元金償還金5,585万3,000円を計上いたしました。

なお、2条及び5条以下につきましては、昨日の提案理由でご説明したとおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第2号「平成17年度久慈市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は、承認することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 議案第3号

議長（菊地文一君） 日程第3、議案第3号「町又は字の区域の設定及び字の区域の廃止並びに字の名称の変更の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第3号「町又は字の区域の設定及び字の区域の廃止並びに字の名称の変更の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は、承認することに決定いたしました。

大変お疲れになったようでございますので、暫時休憩いたします。再開は45分といたしたいと思っております。暫時休憩します。

午後3時33分 休憩

午後3時45分 再開

議長（菊地文一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

### 日程第4 議案第4号

議長（菊地文一君） 日程第4、議案第4号「公平委員会の事務の委託に関する協議の専決処分に関し承認

を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第4号「公平委員会の事務の委託に関する協議の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第5 議案第5号

議長（菊地文一君） 日程第5、議案第5号「相互救済事業の普通地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人への委託に関する専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第5号「相互救済事業の普通地方公共団体の利益を代表する全国的な公益法人への委託に関する専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第6 議案第6号

議長（菊地文一君） 日程第6、議案第6号「過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の策定の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第6号「過疎地域とみなされる区域に係る久慈市過疎地域自立促進計画の策定の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第7 議案第7号

議長（菊地文一君） 日程第7、議案第7号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論でありますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第7号「指定金融機関の指定の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第8号

議長（菊地文一君） 日程第8、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局より説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本改正案は、一般職の職員の給与を人事院勧告及び岩手県人事委員会の勧告に基づく国・県の例に準じて改正しようとするものであります。

改正の内容は、まず、職員の昇給を勤務成績に応じて行うとともに、きめ細かな勤務成績の反映のため、

現行の1号給を4号給に分割するものであります。

次に、55歳を超える職員については、昇給幅を半分程度に抑制するため、昇給の標準を4号給とした基準を2号給にするものであります。

また、職員の昇給は、その級の最高号給を超えて行うことができないこととするものであります。

次に、各給料表において、官民較差に基づき給料月額を改正しようとするもので、行政職給料表においては、平均約4.8%の引き下げとなるものであります。

次に、附則の説明になりますが、本改正案は、本年4月1日から施行しようとするもので、施行日の前日、すなわち本年3月31日に受けていた級及び号給の切りかえを附則別表第1及び第2の切替表のとおり行い、切りかえに伴い、3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、その差額を支給しようとするものであります。

また、昇給に係る経過措置として、平成22年3月31日までは、さらに1号給の減給措置を講ずるとともに、本条例改正に伴い、関連する公益法人等への職員の派遣等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、議案参考資料として、条例の新旧対照表及び人事院の民間給与実態調査による地域別官民給与の較差の状況を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明といたします。

議長（菊地文一君） 質疑を許します。20番田表永七君。

20番（田表永七君） それでは、何点が質問いたします。

まず1点目であります。勤務実績に応じた適切な給与ということを導入するといいますが、うたっているわけでありますが、このことにかかわって、この勤務実績といいますが、勤務成績といったらいいでしょうか、を評定するだろうと思うわけですが、その場合の評定者はだれになるのか。

それから、評定の基準ですね。全協での配付資料によりますと、特に優秀、優秀、良好、良好未満というふうに4段階の区分が示されているわけでありまして、こういったもののそれぞれの区分の基準というのは、一体どうなのかと。

それから、評定結果が昇給に反映するという制度になるわけでありまして、いただいた資料によりますと、

自動昇給の現状を変えていくというような趣旨も書いてあるわけですが、その場合、評定はやっぱり限りなくとれますか、可能な限り客観的なものでなければならぬと私は思うわけでありまして。ともすれば恣意的な評定になるのではないかと懸念も私は持つわけでありまして、そうならないための歯どめはどうなっているかということ、一連の問題として説明いただきたい。

二つ目でありましてけれども、条例案改正の要旨というのを全協でいただきました。その中に「職員の士気を確保しつつ」とあるわけでありまして。非常に重要な部分だろうとそう思うわけでありまして。先ほどの提案説明でも平均4.8%引き下げを行う。そして最大の引き下げ率の年齢層といえますか7%というふうに説明を受けているわけでありましてけれども、こういった新しい体系が士気の低下を呼び起こさないだろうかと、私はそう思うわけ、そういうことであれば、給与改善の意義はかなり薄れてくるのではないかとそう思うわけでありましてけれども、そういうことについてはどのように考えておられるか。あわせて、職員組合との協議はどうなっているのか。そういうことについて伺いたい。

最後、3点目でありましてけれども、地域別の官民較差の3年間の平均を、人事院あるいは県の人事委員会はそれぞれ8月、10月に勧告を出しているわけでありましてけれども、それを受けてという説明がございましたが、それは当然といえば当然なのではないかなと思うわけですが、この案が実施された場合に、単年度における節減額といえますか、は幾らになるのか。試算があるのかと思っておりますので、伺いたいと思います。

以上であります。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） ただいまのご質問に順次お答えをしてみたいと思います。

まず1点目の、評価をだれがするのかということですが、昇給を行う場合は、給与規則にのっとって、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て現在も行うということになっております。この今回の人事院では、勤務実績の反映をより強く打ち出したところでございまして、いろいろとご心配をいただいておりますけれども、評定の実施に当たっては、公平性、客観性を保つために、できるだけ多くの

方がご理解いただけるように、従前1人で行っていた評定、こういったものを複数で実施するなどの対策をとっていくということで考えているところでございます。

評価の方法でございますが、この勤務成績区分を、極めて良好な者から良好でない者まで5段階に区分をいたしまして評定を行うということになっております。この評定項目につきましては、勤務実績とか取り組み姿勢、それから管理・監督者におきましてはリーダーシップといったような項目、そういったことについても評価をするということを考えておりますが、今後さらに人事院規則の運用とか、あるいは他市の事例等も検討して、よりよい評価を確立するようにしていきたいというふうに考えているところであります。客観的なものにするという努力を続けていかなければいけないと。十分検討していかなければならないというふうに考えておまして、逆に一生懸命働く職員、汗をかく職員に対しては、むしろ士気を確保することができるというふうに考えているところでございます。

それから、組合の協議がどうなっているのかといったようなことでございますけれども、職員組合とは昨年来、人事院勧告の17年度の実施分、それから合併に伴う勤務条件等の対応、それから今回のこの給与構造に係る給与改正等につきまして、7回に及ぶ協議を行ってきております。条例改正については、合意には達していないものの、一定の理解は得られているものと考えているところであります。ただ、運用上の部分について理解が及んでいないというところもあるというふうに考えております。その辺については、理解を得られるように継続して努めていきたいと。そして市民に対し説明し得るような給与制度、その確立をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、節減額はいかほどかということですが、先ほど説明申し上げましたとおり、現給保障という制度でございますから、それが即、例えば18年度には節減になるというものではございませんが、その昇給の部分で抑制、それが出てまいりますので、18年度においては2,000万円程度の抑制になるのではないかとこのように試算をしているところでございます。

以上です。

議長（菊地文一君） 20番田表永七君。

20番（田表永七君） それでは重ねて質問いたしますが、客観的な評価ができるように努力していくというお話ですが、今後そういう努力をしていくという意味だと受けとめました。現在についてはそういう対策は確立していないと考えていいのか。4月1日実施という提案ですから、そうではないだろうと、私はそう思って今質問しているわけであります。

それから職員組合、つまり働く者の士気の低下を私は懸念するという質問を最初に行ったわけですが、それとの関連でやっぱり職員組合との話し合いは誠意を持って、そして理解をしてもらおうと。そういう努力は必要なのではないかなと、そう思うわけであり。そういう意味で、4月1日という実施時期というのは、やっぱり無理なのかなと私は思うわけですが、場合によってはそういうことを考えてもいいのではないかと。

そういうことについては、議案として提案していますから考えていないと、そういう答弁になるとは思いますけれども、その辺の障害点といいますか課題をどうやって今後残された10日くらいの間に克服していくのか。そういうことについて伺いたい。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） この給与構造の改革は、18年の4月1日から実施するという事で、人事院勧告等の内容になっておりまして、これに沿って進めるというのが、私どもの責務だというふうに思っております。そして、今お話のありましたその評価につきましては、1月1日の昇給期ということになりますので、その評価の方法につきましては一定の考え方を持っておりますけれども、さらに規則等に委任することになりますので、その段階でさらに理解を得られるような工夫をする必要があるのではないかとおっしゃるところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、複数の者からの評価、こういったものを加えて、客観性を増していくというふうに考えているところでございます。

議長（菊地文一君） 31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） 何点が質問させていただきます。

まず1点目は、今度の改定というのは、50数年ぶりの給与改定というふうに私は認識しているんですが、それに対する、名前は条例の一部を改正するという名

前ですけれども、中身は極めて大変な中身だというふうに認識している立場から聞くわけですが、その1点目は、組合との合意がないまま提案したという中身です。

これは、組合情報によれば、去年の10月12日に労使協議が調わないうちに、一方的に議会提案をしないことという要求に対しては、当局はそのように努めているところであるというふうに文書で回答しているわけですよ。まさに今、部長答弁のように、ないまま議会に提案しているということ自体、私は極めてこれは不自然といえますか、やり方として問題があるというふうに思うんですが、なぜこの50数年ぶりの抜本改正なのに、そういった合意のないままやられたのか、再度お聞かせいただきたいと思えます。

2点目は、今18年度のマイナス影響。あなた方は節減と言いましたが、私はやっぱりマイナス影響だと思えますが18年度2,000万あると。これは職員に対する直接的な影響なわけですよ。それがやっぱり地域の市民生活、市内の消費、そういったところへのマイナスについては計算しないんでしょうか。例えば、自治労連といいますが、組合の中では290億、全県ですけれども、そのぐらいのお金が影響を受けるんだということをおっしゃっているわけですよ。試算しているわけですよ。269億ですね。そのようなお金が地域から消えちゃうということになるわけですよ。そのことについて、久慈市内のかかわりではどうなのか。今2,000万というお話聞きましたけれども、こういった市民生活、市内の消費、景気へのマイナス影響。試算していたらお聞かせいただきたいというふうに思えます。

3点目。組合と合意しないまま提案したということで、私は拙速な提案だと思うんですよ。例えば県内であれば平泉町。あそこは定例議会が3月行われております。普通だとありますから。ところがその議会の答弁で、その町長は、現在労働組合との協議中で、9月定例議会までには何とか出したいという答弁しているんです。そういう慎重な対応をしているんですよ。私はそういう意味では、この久慈市の対応というのは極めて拙速だし、しかもこの臨時会ですよ、ここは、定例会であれば、この問題は明らかに総務委員会に付託になる議案なんですよ。

そこで議会としても十分時間をかけて問題を掘り下げて、どういう問題なのかやれる。しかし、臨時会と

というのは付託もないし、この本会議だけで2回の質問だけしかできない状況ですよ。なぜこの臨時会にあえて提案したのかお聞かせいただきたいと思います。

4点目。部長の答弁では、人勤が出て岩手県人事委員会が勧告したと。そのとおりやりますという答弁です。しかしこの問題、極めて問題なのは東北ブロック6県ありますよね。いいですか、青森、秋田、福島。ここは国の言った賃金の抑制策、導入していないんですよ。人勤出していないんですよ、同じ県で。

というのは、これは附則の11にかかわりますけれども、経過期間における昇給抑制についてであります。これは国の施策で高いところと低いところをつくりますよね。その高いところをやるために賃金抑制をして、その財源を生み出すんだということですけれども、東北6県はすべて水準が低くなるんですよ。そうすると、そのための財源を生み出す必要はないと。そうであれば、あえてこの賃金抑制の人勤を導入して、さらに引き下げるといふことは必要ないんだということから、青森、秋田、福島はやっていない。宮城県なんかは給料表の提案までしていないんです。

東北6県そういう状況の中で、岩手県がやったことに対して、国がやりました、岩手県人事委員会がやりました、久慈市もそうやりますというやり方。これはもう少し、あなた方は私どもが言うと、他市とか状況を見ながらやりますという答弁返るけれども、事この問題については、なぜ他市の状況とか、東北6県の状況とか、県内の状況見てもさまざまあるのに、参考にしないで導入することに決定したんですか。そこをお聞かせください。このことは、導入した県と導入しない県、新たな賃金格差が出るんですよ、これは。久慈は低いのがさらに低くなるんですよ。極めて問題じゃないでしょうか。お聞かせください。

それから、5点目ですが、その評価の方法で、これまでは1人で評価したと。これが複数で評価するんだということでもありますけれども、既に民間では評価入れたですね、先行してやっていますね。その結果さまざまな問題が起きてきている。

具体的にいえば、いわゆる昇給制度の導入の中で、いわゆる成果主義、人事給与制度。民間で既にやっているんですよ。その結果出てきているのは、職場のチームワークを阻害するとか、モラルハザードを引き起こすとか、それから、失敗を恐れチャレンジする精

神が減退している。それから、地味な部署や評価されない仕事に対するやる気を阻害する。そういうものも出ているわけです。そういった中で、あえて公の職場に、全体の奉仕者が働いている職場にあえて導入することについて、もう少し慎重に検討すべきではなかったかというふうに思うんですが、以上、お聞かせいただきたいと思います。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、組合と協議が調わないまま提案するということが問題だということでもありますけれども、先ほどから申し上げましたとおり、7回にわたって、さらにまたこの人事院勧告そのものは、8月になされているものでございまして、その17年度に実施する部分と18年度に実施する部分と二様に分かれてあると。その内容については知らないということはないと思います。

そして、この人事院勧告を実施するということが、私どものとるべき対応だと思います。これまで人事院勧告が上がるという場合にも、完全実施するように努力をしましてまいりましたし、たとえ下がるという場合でも、これをそのとおり、人事院勧告どおり実施するというのが基本的なスタンスでございます。

それから、提案についてでございますが、この今回の臨時議会。これの提案につきましては、先ほど来お話を申し上げておりますけれども、4月1日から実施するという勧告でございますので、これをにらんで準備を進めてきたものでございます。そのために、2月21日に全員協議会におきまして、両市村長が意思決定をして、そして内容については説明をし、それで要旨についてもご説明を申し上げたところでございます。その点につきましては、ご理解を賜りたいものだというふうに思っているところでございます。

議長（菊地文一君） 清水市長職務執行者。

市長職務執行者（清水恭一君） これは大変苦しい選択でもあるわけですが、人勤以上でもなければ以下でもございません。私たち自治体を経営する者にとっては、大変厳しい時代が続いております。この間までは、失われた10年と日本は言われてまいりましたが、しかしその10年間、国が方向性を失い、なかなか新しい枠組みを示せなかったと言わざるを得ないようなところから私にはできると思っておりますが、そういった中でも、個々の自治体は、私自身はむしろしっかりし

てきたのではないかなというらえ方もできると思っております。

俗に申し上げますと、親がだらしがないと子がしっかりするということになるかと思いますが、今までは国や県の指導を受けながら、いわゆる上を向いて、分配方式の中で自治体の経営をしてきたのではないのでしょうか。各自治体は、今まさに自分の足でしっかりした方向性を見出しながら、自分の足で立っていかなければ、歩かなければならない時代になってきたことは、ご認識をいただいているとおりでと思っております。

その中で、この行政の役割というのは、まさに社会の中で弱者と言われる方々に対するセーフティネットの構築を、市民とともにやっていくことに尽きるというふうに思っておりますが、いずれ、今後さらに地域の存亡をかけた厳しい時代を迎え、そしてそれぞれの地域が未来に希望というような前向きな姿勢で取り組めるシステムをどう構築するかが大きなポイントになってくるというふうに確信をいたしております。

さらに、行財政改革も進めていかなければならない。そういったときに、この厳しい思いで進まなければならないわけですが、その先頭に立っていくのが私は市の職員であるというふうに思っております。したがって、ただただ給料を削られる、あるいは士気が下がるというのではなく、自分たちが行政職員を志した、そういう思いの中で、意気を感じて行動をしていただきたいというふうな思いの中で、今回の提案を申し上げます。

いずれにいたしましても、その人勸、やはり大変私は重いものであるというふうに認識をいたしておりますし、久慈市の新市の財政そのものも健全にやっていかなければならない。そういう思いの中でご提案でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 先ほど質問がありました、まず1点は他市の状況ということでございますが、大多数は人事院勧告に基づいて、この3月議会に提案をするというふうに聞いているところでございます。

それから、評価の方法に障害が起きるのではないかとということでありますが、これは決まっていじめといいますが、一生懸命働いている者を評価しないと、そ

ういうことではございません。その点、やる気をなくさないような方法で、ある一定のシステムを確立すべきだというふうに考えているところでございます。

それから、経済への影響ということでございますが、これは計算をしておりませんが、当市の財政状況は決して楽ではないといいますが、厳しいところがございます。市民に説明し得る給与制度をとにかく構築していかなければならないと。人事院勧告に沿って構造改革をしなければいけないと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（菊地文一君） 31番城内仲悦君。

31番（城内仲悦君） 今、職務代理から答弁あったところですが、そういう思いがあるのであれば、そういう意味でこそ本当に職員との、組合との合意を得る時間をきちっとつくってやるべきなんです。私はですね、合併しようがしまいが、今の財政状況はどこだって極めて厳しいですよ。合併しようがしまいが、どの自治体だってかなりの節減なり、いろんな形での合理化なり行革しなきゃならない、そうですよ。

きょうのNHKのニュースでは、あの矢祭町では議会を夜開くというんですね、土日とか。それは、日中仕事休んで来られない議員がいるというのは問題なので、夜やって、そしてそのため、課長級は午前中休ませて夜の議会に出すというような方向も出すんだというのがNHKのニュースでありましたけれども、いろんな形で努力しているんです。だから、そういった意味では職務執行者の答弁ですね。そういう答弁であるならば、やはり私はそういう時間つくってやるべきじゃなかったかというのが第1点です。

それから、答弁なかったんですが、東北6県のうち、いいですか。さっき指摘した青森県、秋田県、福島県は、宮城も含むそうですけれども、これは導入していないんですね。勧告もしていないんです、それぞれの県の人事委員会は、岩手県の場合はやりましたけれども、しかし拙速にやる問題じゃないし、賃金格差が出ると。新たな格差が出るんじゃないですか。そのことは考えられませんか。私は出ると思うんですが、その辺どういう格差が出るのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、そのマイナスの計算していないと言っていますが、直接的な影響で2,000万。それがいろんな関

連する保育園とか、あるいは農協もそうですけれども、そういった公共的なものにそのことが全部影響してくるわけですね。そうしますと、市内の市民生活、消費あるいは景気へのマイナス影響ですね。やはりきちんと私は計算すべきだというふうに思うんですが、ないというのであれば仕方ありませんけれども、そういった吟味が必要だというふうに思うので、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、先ほど最後に答弁あったんですけれども、いわゆる選択的といいますか、成果主義、評価主義といいますか、そういった給与制にしていくんだと。そういった場合に、人勤のA B C Dを見ますと、Aは5%。これは中間層で5%。Bは20%。いわゆる相対評価なんですよ。例えばこれ百歩譲って導入したとしても、5%というのはほんの一握りですよ。そうすると、そこにまた、いや同程度頑張ったけれども、お前は上でおれは下だなという、その逆の意味での出てくる。

これが絶対評価であれば、いずれ5人いても10人いても、20%と30%ぐらいいても、いいやつはいいんだという評価なんだけれども、初めからAは5%、Bは20%というふうな形での、この説明でいうと分布率と言っていますよ。そういう尺度にやりなさいと書いてこの説明書に書いていますけれども、そうしますと、本当にもう新たな差別、選別がその中で起きてくるということは客観的に明らかでないかと。

しかも民間施設で先行実施しているところで、さっき申し上げた弊害が起きているんだということも見た上で導入するということをきちんとやっていかないと、検討しないと私はだめだと思うので、これはぜひ、拙速なやり方でなくて、組合との話し合いをきちんとした上で、やっぱり具体化をすべきだというふうに思うので、再度お聞かせください。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） まず、この評価についてでございますが、A、B合わせて20%あるいは5%という分布率があるということについてでございますけれども、現在の制度でも特別昇給という制度があって、これが15%という枠がはめられてあるわけでございます、これがやや細くなるということでございます。

そしてどういった方々をその枠に、何といいますが、

高く評価をするかということにつきましては、それはこれからその運用等につきましては、組合等と話し合う用意はしてございますということでございます。これはまだ少し先の話になりますので、一つの大きな枠があるわけですから、この中でその制度の趣旨を踏まえて、さらに協議を詰めて、運用の部分でございますので、それは詰めてまいらなければならないということに考えているところでございます。

それから、実際、この運用といたしまして、よそでは人事院勧告のとおりしないということをおっしゃっておりますけれども、実際の運用として、この均衡の原則というのは、地方公務員法の第24条に定められているわけでありまして、国の人事院勧告あるいは県の人事委員会勧告、これを受けて、これに準ずることによって、この均衡の原則が実現されるというふうに行政実例でもうたわれているところでございます。そういう立場で私どもは仕事をしていくべきだというふうに考えているところでございます。

〔「要するに格差が生じないのかということです。東北6県で3県やっていないじゃないですか。人勤を実施していないじゃないですか。導入していないじゃないですか。格差が生じませんか」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 人事院勧告で基準が示されたわけです。それに合わせて実施すべきだというふうに考えております。

以上です。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 今の問題で4点お尋ねをいたします。

第1点、総務企画部長、人事院勧告に基づいてということですよ。そこで4.73%、資料を求めたら出ていますね。北海道、東北、4.73%は実数でいえば、民間企業でいえば34万9,486円。公務員が36万6,860円ですか。給与額でいえばそれが4.73%の数字になりますか。それが第1点。

それから、資料を提示いただきましたが、4.7%というのがありますが、それでは2004年と2005年の北海道、東北各県のそれぞれの人事委員会が調査をしていますね。民間企業は幾らだ、公務員は幾らだ。それぞれ幾らになっているのか、数字でお聞かせください。

3点目。この中高年層についての約7%の引き下げですね、30歳以降ですか。これの根拠。具体的にお示ししてください。

4点目は、この勤務成績の問題です。先ほど来出ていますが、評価システムですね。公務労働において、例えば、私は市民から相談を受けたと。それに対して、ある職員は経過や結果も含めて、懇切丁寧に説明をして理解を求め。一定の時間かかりますわね。しかし一方では、結論だけ言えば短い時間で済むわけですよ。そういうので見た場合に、どっちが優秀な職員ということになるんですか。やはりシステムの観点、視点は、住民にいかにか親切丁寧にと、住民の利益のためにということが基本でなければならないのではないのでしょうか。その4点についてお聞かせください。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） この4.8%というのは、人事院勧告等で示されている率でございます。そして人事院勧告等で示された給料表が、お手元にお配りの議案のとおりとなっているものでございます。それを計算するとその率になると。なぜ4.8%なのか、なぜ高齢者が7.0%の抑制という数字になっているのかということについて示されておりませんが、いずれ中高年層につきましては抑制、そして若年層につきましては給料を上げるというようなことで、給与カーブのフラット化、これを進めるべきだ。それによって、若い方々の働く意欲も増すというふうに理解しているところでございます。

それから、他県の調査というものについては、つかんでおりません。しかし、この人事院勧告の制度にのっとって 私どもについては人事委員会という委員会を持っておりません。持っていない自治体が、どのようにしてこの給与の維持を図っていくかということにつきましては、人事委員会勧告に従って進めていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、成績、評価システムということですが、これもやはり市民に親切にご理解をいただける、今までお話を申し上げております市民の満足度の向上を図る、それに沿って取り組んでいる職員というのは高く評価されるべきものだと思えます。コストだけではないということは十分理解しているところでございます。

以上です。

議長（菊地文一君） 30番小野寺勝也君。

30番（小野寺勝也君） 実は、北海道と東北の各県の人事委員会が2004年と2005年に調べたのがあります。そして今回の4.73%の民間と公務員の比較は、先ほど言いましたように民間が34万9,486円。ところがですね、34万9,486円という数字以下は東北に一つもないんですよ。もちろん北海道にもない。北海道は38万から9万、青森で36万から38万、秋田、総じてそうです。34万9,486円という数字はまさに根拠がないんですよ。

総務企画部長、先ほど優秀な職員と言いましたね。人事委員会から言われたと、中身はわかりませんと、しかしやりますというのは優秀な職員、優秀な幹部職員になりますか。私はね、おやりになるならいいんですよ、それは。ただ、事実に基づいて、具体的根拠に基づいてやらなかったらだめじゃないですか。事実認識をやらないで、上から言われたからやりますということではね。再度お答えをいただきたい、具体的に。言われたからやるじゃだめですよ。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 地方公務員につきましては、例えば県とか政令指定都市などにおきましては、その職員の給与に関する調査研究を行う人事委員会ということが設置されておりまして、そのような団体であれば、いろいろと調査をすることができると思いますけれども、人事委員会を持たない地方公共団体ににつきましては、国の改定に準ずるということございまして、先ほど申し上げましたが、地方公務員法の24条の定めによりまして、この均衡の原則にのっとっていく。結果として人事院勧告の内容、この公務員の給与水準というものが、それで定められるといったような状況でございますので、これに準ずるということが法律によった運用だというふうに考えているところでございます。そういうことでご理解いただきたいと思います。

議長（菊地文一君） 34番濱欠明宏君。

34番（濱欠明宏君） いろいろと聞きました。私は、執行部がお話ししていることは十分理解できるんです。そして評価の問題も、私は性善説ということを中心に据えて、当然公務員はなされているだろうと思えますから、私はそういう点については余り心配していない。市は当然に、部長の説明のとおり、これらの調査の所

管がないというようなことで、人事院勧告あるいは人事委員会の勧告を、これまでもベースアップであれダウンであれやってきたというのは、そのとおりだと私は思います。だけれども、労使交渉が終結、妥結されていないという状況の中であって、議決をもってこれを執行するという状況は、少し無謀かなという気が私は若干するんです。

やはりこういう問題ですから、組合の方もそれなり理由があって、なお、今妥結していないとすれば、職員組合の理由は何なのかというのが明確にされないと、私はこれを判断し得なくなるんですよ。議決をもって4月1日から執行するんだというふうなことでこれから臨まれては、議会がいわば労使交渉に介入する格好にもなる危険性がある。私は労使交渉の、要するに職員組合のなお妥結していない理由について説明していただきたいと思います。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 私どもは、条例提案については合意はできないけれども、一定の理解を示していると認識しております。ただ、運用の上におきまして、先ほどの評価の部分、方法、それから昇給についての評価の部分、そういったこと等について、これからもう少し詳しく詰める部分があるのではないかと認識しているところでございます。

議長（菊地文一君） 10番戸崎武文君。

10番（戸崎武文君） 今聞いていまして、当局の答弁の中で、ちょっと勉強不足があるんじゃないかなと思って聞いていたんですけれども、先ほど人事院勧告をこれまで尊重してきたという答弁があったんですけども、この人事院勧告が完全実施されるまでの間というのは、私たちはここの職員組合の方々も一緒なんだけれども、公務員共闘ということの中で、処分を何回もされながら、闘ってかち取ってきたものですよ。

人事院勧告を即実施したような答弁がさっきあったのでね。これは事実と反することじゃないかなと。4月1日ということで人事院が勧告したのを、4月1日までさかのぼってきちんとやったのはいつからだ。最初はもう完全に無視なんですよ。ストライキ権を取っておきながら、奪っておきながら、人事院が勧告したものを自治体が守らない。こういうようなところはもう少し調べて勉強していただきたいということがまず一つ。

それからもう一つは、先ほど来から国や県の人事委員会が勧告したからという説明がたびたび出てくるんですよ。これではいけないと私は思うんです。なぜいけないか。今度の合併だって、分権型社会に移行する中で、受け皿づくりをしなければならないんだから、そのためには合併をした方がいいですよということが合併を進める一つのひな形というか、説得といいますかね。そういうようなことで説明もされてきたわけです。

ところが今聞くというと、国・県が勧告したからこうしたんだと。私はもっと主体的に、久慈市はこうだからこういうようにしなければならないという、そういう受けとめ方をすべきだと。考え方を、そこをそういうふうに変えていくべきだと。今までであれば、国・県に言われたとおり、責任逃れにもなったんですよ。国・県がこうだからというようなこと。これからの社会は、それではいけないと私は思います。もう少し主体的に、久慈はこうだから職員の給与をこうしなきゃならないという、そういう視点で物を考えて、運んでいかなければならないと私は思います。でなければ分権型社会が全然進まないでしょう。地方分権にならないでしょう。私はそう思うんです。

それからもう1点は、いわゆる勤務実績の評定ですけども、これも私たちもこれの阻止で何回も闘いましたけれども、人が人を評価する、評定する。しかもそれが給料に反映するような仕組みというのは、非常に危険性をばらんでいると思います。そここのところに、職員同士には、お前なかなか立派だったから、今度昇給しても当たり前だという雰囲気が出てくればいいでしょうが、その逆の方が心配されるんですよ、さっきから指摘されているように。

そういうようなことをやっぱり、じっくり考えていかなければ、さっき士気を維持向上させると言いましたけれども士気は、きょうの「日報」の風土計を見ましたか。士気が高まるわけじゃないでしょう。給料下げるから一生懸命頑張るってやれよと、端的に言って。私たちが闘ってきたのはですね……。

議長（菊地文一君） 戸崎議員、簡潔に。

10番（戸崎武文君） 有能な人材を得るために、どうしても待遇改善をしなきゃならないということやってきたわけですからね。今少々よくなったから、すぐ下げるとするのは間違いであると。

それから、最後もう1点は、評価の項目を透明性を高めるためにも、やっぱり公開すべきだと思うんですがどうですか。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 順番にお答えをいたします。

初めに、人事院勧告が以前、何十年か前かに守られてこなかったといったことについては承知をしているところでございます。それを守るようにするというのが、何とか守るようにするというのが、私どもの務めだと思っております。それが先ほどから申し上げております法律に基づく均衡の原則、これに当たるというふうに考えております。そのすべというの、人事院勧告を守ることだというふうに考えておるところでございます。

民間との均衡、較差があります。その較差をはかるすべというの、私どもは調査研究機関を持っておりませんから、それから同様の規模の事業所、そういったことがどこにあるべきなのか。さまざまな、高いと言う人もいらっしゃれば、安いと言う人もいらっしゃるでしょう。そういった中で国の人事院勧告、この一つの基準があって、それを守ることが均衡の原則にのっとることであるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、勤務実績につきましては、ご心配する部分はありますが、そうならないように、より多くの方から理解得られるようなシステムに積み上げていかなければならないというふうに考えているところがございますので、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、評価の内容について、あるいは項目について公開をするという考えは、現段階では考えておりません。

以上です。

議長（菊地文一君） 10番戸崎議員。

10番（戸崎武文君） その評価された個人にも、今、公開の考えはないということですが、私は評価したものを指導に役立てていくべきだと思うんですよ。あなたはもう少しこういうようなところは、職責遂行上、こういうようなところをもっと頑張っていけば何とか指導がなければ、評価のしっぱなしではいけないと思うんですよ。そうして、どんどん職員の能力

を向上させていく、こういうようなことにならなければ、行政サービスの向上につながらないと思う。そういう点について、どう考えますか。

議長（菊地文一君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） ただいまの個人に対する、指導して士気を高めるといったことについては、十分研究といいますか、検討に値するものだというふうに考えているところでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。31番城内仲悦君。

〔31番城内仲悦君登壇〕

31番（城内仲悦君） 私は、日本共産党久慈市議団を代表し、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に反対の討論をします。

反対の第1の理由は、今回の給与改定が50数年ぶりの抜本改定という内容にもかかわらず、労働組合とのしっかりした話し合い、そして合意がなされないまま一方的に議会へ提案されたことであります。職場情報第164号によれば、2005年10月12日、労使協議が調わないうちに一方的に議会に提案しないこととの要求に対し、当局は、そのように努めているところであると文書で回答していることから明らかであります。

反対の第2の理由は、本議案は本来、定例議会に提案され、常任委員会へ付託され、十分慎重に審査が行われなければならない重要案件であり、職員の生活、働く意欲にもかかわる重大な内容を含んでいる議案であり、本臨時議会の拙速な提案に心の底から怒りと抗議をするものであります。

反対の第3の理由は、附則11の問題であります。経過期間の賃金抑制の導入であります。これは給与改善される部分の原資、財源確保のための措置、給与水準が低下するだけの地方自治体では、財源を確保する必要がない。このことから、岩手県は導入しましたが、同じ東北ブロックの青森、秋田、福島県は、その必要性なしとして導入の勧告をしていません。このことから、導入した県としない県、導入した市町村としない市町村との新たな給与格差が生じてくると考えられるからであります。

反対の第4の理由は、勤務実績に基づく昇給制度の

導入の問題であります。民間では既に成果主義人事給与制度が導入され、その破綻が浮き彫りになっていることが報告されています。それによれば、1、職場のチームワークを阻害する。2、モラルハザードを引き起こす。3、失敗を恐れ、チャレンジ精神が減退する。4、地味な部署や評価されない仕事に対するやる気を阻害すると報告されています。公務職場は全体の奉仕者として、公正、中立、安定、継続性、そして組織的な業務遂行が求められるものと考えます。能力、実績主義の評価制度による査定賃金制度が一方向的に導入されれば、権力者への忠誠、服従が求められ、全体の奉仕者としての公正性や中立性が損なわれることは明らかであり、合併間もない久慈市にとっても極めて重要な問題をはらんでいることを指摘し、反対の討論いたします。議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げます、降壇いたします。

議長（菊地文一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地文一君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第9号

議長（菊地文一君） 日程第9、議案第9号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」を議題いたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） 討論なしと認めます。

それでは、採決いたします。議案第9号「岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更の協議

に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 閉会中における委員会の所管事項調査の件

議長（菊地文一君） 日程第10、閉会中における委員会の所管事項調査の件を議題といたします。

各委員長から申し出のありました閉会中の委員会調査につきましては、お手元に配付いたしてあります閉会中の所管事項調査申出書のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地文一君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中における委員会の所管事項調査については、各委員長申出書のとおり、それぞれ決定いたしました。

~~~~~

#### 閉会

議長（菊地文一君） 以上で本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これで第1回久慈市議会臨時会を閉会いたします。

午後4時49分 閉会